

暴風警報・暴風雪警報発令時の登下校について
(公共交通機関途絶時にも準用する。)

1. 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から愛知県知多地域（又は居住地域）に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合。

- (1) 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 始業時刻 2 時間前から午前 11 時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。
- (3) 午前 11 時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記 (1)、(2) の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。

2. 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から愛知県知多地域（又は居住地域）に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合。

授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。